

函館市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

函館市企業局

函館市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）に係る函館市下水道条例（昭和49年函館市条例第5号。以下「条例」という。）第3条の確認等の事務について、必要な事項を定め、公共下水道事業における適正な業務の執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム ディスポーザ（生ごみを破砕する装置をいう。以下この号において同じ。）で粉砕し、これを排水処理部で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体（ディスポーザの単体を設置し、破砕した生ごみを公共下水道に直接排除する機器であるものを除く。）をいう。
- (2) 申請者 システムについて、条例第3条に規定する確認を受けようとする者をいう。
- (3) 使用者 システムを使用し、維持管理について最終的な責任を負う者をいう。
- (4) 管理組合等 集合住宅等において、第5条に規定する維持管理を前号の使用者に代わって行う者をいう。
- (5) 製造者 第3条第1項の規定を満たすシステムの製造を行う者をいう。
- (6) 販売者 第3条第1項の規定を満たすシステムの販売を行う者をいう。

(設置基準)

第3条 設置するシステムは、公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づき同協会の規格適合評価および製品認証を受けたものでなければならない。

2 前項において、すでに当該システムに係る計画の確認および工事の検査を受け設置したものについては、この限りでない。

(申請書の添付書類)

第4条 申請者は、条例第3条に基づく函館市下水道条例施行規程（平成6年函館市水道局規程第15号）第2条第1項の規定による排水設備計画確

認申請書に、次に掲げる書類を添付して、公共下水道管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 下水道協会による規格適合評価書および製品認証書の写し
- (2) 排水系統図およびシステムの設置図
- (3) システムの仕様書および維持管理要領書等
- (4) システムの維持管理計画書（別記第 1 号様式）
- (5) 維持管理業務委託契約書の写しまたは維持管理業務委託契約確約書（別記第 2 号様式）
- (6) 使用者承継確約書（別記第 3 号様式）
- (7) その他管理者がシステムの設置または変更の計画の確認に係る事務を行うために必要と認める書類（維持管理）

第 5 条 使用者または管理組合等は、システムの適切な維持管理を確保するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該システムの所定の性能を保持するよう維持管理に努めること。
- (2) 専門の維持管理業者と委託契約を締結し、定期的に維持管理計画書に基づく点検を実施するとともに当該点検の実施記録等の資料を作成し、管理者が提出を求めたときは、これに応じること。
- (3) システムから排除される下水を年 1 回以上定期的に水質検査し、その結果を管理者に報告すること。
- (4) 前 2 号の資料および検査結果は、3 年間保存すること。
- (5) 当該システムの維持管理状況を確認するため、管理者が立入検査を行う場合は、協力すること。
- (6) 当該システムから発生する汚泥等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき適正に処理すること。
- (7) その他管理者の維持管理に関する指導に協力すること。

（製造者および販売者に対する指導）

第 6 条 管理者は、必要があると認める場合には、製造者および販売者に対し、次に掲げる事項を遵守するよう指導するものとする。

- (1) システムの販売に当たり、申請者に対し、当該システムの維持管理については、専門の維持管理業者との維持管理業務委託契約の締結が必要

であることおよび管理者の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し，その理解を得るよう努めること。

附 則

- 1 この要綱は，令和３年４月１日から施行する。
- 2 函館市キッチン生ごみ処理システム計画確認等事務取扱要項（平成１２年８月１日施行）は，廃止する。
- 3 この要綱の施行の際，現に提出されている維持管理計画表および使用者承継確約書については，この要綱の規定による維持管理計画書および使用者承継確約書とみなす。

別記第1号様式（第4条関係）

ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所 { 法人にあっては、
主たる事務所の
所在地 }

申請者 氏名 { 法人にあっては、
その名称および
代表者の氏名 }

電話番号

1 システムの概要

① 設置場所 使用者，管理組合等		
② ディスポーザ排水処理 システムの名称等		・ 評価番号 ・ 評価年月日 ・ 認証番号 ・ 認証年月日 ・ 名称 ・ 認証を受けた製造者の名称 ・ 製造者の担当者および連絡先
③ 設置数量		
④ 工事施工業者		
⑤ 工程		・ 着工予定年月日 ・ 完了予定年月日 ・ 使用開始予定日
⑥ 施工業者	ディスポーザ部	
	配管系統部	
	排水処理部	
⑦ 維持管理 業者	ディスポーザ部	
	配管系統部	
	排水処理部	
⑧ 排水設備設計図 (システムが記入された図)		別添のとおり

2 仕様書

① ディスポーザ部	・ 形式
	・ 製造
	・ 品番
② 排水処理部	・ 設計人数
	・ 設計生ごみ量
	・ 計画汚水量
③ 算定根拠	別添のとおり

3 システムの維持管理

① 処理水質 (設計条件)		生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L 未満	
		浮遊物質 (SS)	mg/L 未満	
		n-ヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L 以下	
② 維持 管理体制	保守点検内容 および維持管 理頻度	ディスポーザ部	配管系統部	排水処理部
		機器の点検整備 の頻度 (回/年)	配管内の点検の頻度 (回/年)	定期点検の頻度 (回/年)
			清掃の頻度 (回/年)	水質検査の頻度 (回/年) 汚泥引抜の頻度 (回/年)
③ 点検 項目	点検主部	ディスポーザ部	配管系統部	排水処理部
	点検項目	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり
	保守点検記録表	別添のとおり	別添のとおり	別添のとおり
④ その他	維持管理業務委託契約書 (写) 維持管理業務契約確約書 使用者承継確約書		別添のとおり	

注 維持管理に関する点検の実施記録等の資料および水質検査結果は、3年間保管すること。

維持管理業務委託契約確約書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

住所	〔 法人にあっては、 主たる事務所の 所在地 法人にあっては、 その名称および 代表者の氏名 〕
申請者 氏名	

電話番号

ディスポーザ排水処理システムの維持管理に関する計画書の提出にあたり、現時点では、使用者または管理組合等および委託管理業者が決定していないため、維持管理業務委託契約が締結できておりません。

使用者または管理組合等および委託管理業者が決定次第、維持管理業務委託契約を締結し、速やかに維持管理業務委託契約書の写しを提出します。

なお、契約締結までの期間は、申請者が責任をもって当該システムの維持管理を実施することを確約します。

記

- 1 設置場所：
- 2 建築物の名称：
- 3 使用開始予定日：
- 4 ディスポーザ排水処理システムの名称：
評価番号および評価年月日：
認証番号および認証年月日：
- 5 設置個数
ディスポーザ：
排水処理部：
- 6 ディスポーザ設計人員：

使用者承継確約書

年 月 日

函館市公営企業管理者企業局長 様

使用者 (管理組合等)	住所	〔 法人にあっては、 主たる事務所の 所在地 法人にあっては、 その名称および 代表者の氏名 〕
	氏名	

電話番号

下記のディスポーザ排水処理システムを設置する建築物の譲渡等を行う場合においては、当該譲渡等により新たに使用者となる者が函館市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第5条に定める維持管理に関する指導を受ける地位を承継するものであることを当該使用者に説明します。

記

- 1 設置場所：
- 2 建築物の名称：
- 3 使用開始予定日：
- 4 ディスポーザ排水処理システムの名称：
評価番号および評価年月日：
認証番号および認証年月日：
- 5 設置個数
ディスポーザ：
排水処理部：
- 6 ディスポーザ設計人員：